

守口市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するために基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名

誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力し、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給及び日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定に向けた施策)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保に向けた施策)

第11条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、地域社会における犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体との連携協力)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る取組について必要な事務協力を図るものとする。

(意見の反映)

第15条 市は、市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等からの意見を反映するよう努めるものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 第8条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪等の被害について適用する。